

# 社会福祉法人二葉保育園「二葉支援の会」規約

## (目的)

第一条 本会は、社会福祉法人二葉保育園及び同法人が運営する施設（以下「施設」という。）の運営を、長期的視点に立って支援することを目的として、次の事業をいう。

- (1) 法人の財政基盤の充実の支援
- (2) 施設の子ども、家庭、地域活動への支援
- (3) 施設の新築、改築、改裝、整備への支援
- (4) 施設についての広報紙「二葉とこども」の発行による広報への支援

ただし、平成24年度から平成26年度においては、上記(3)を主たる目的とする。

## (名称)

第二条 本会は、社会福祉法人二葉保育園「二葉支援の会」という。

## (事務所の所在地)

第三条 本会の事務所は東京都新宿区南元町4番地 社会福祉法人二葉保育園内に置く。

## (会員)

第四条 本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した者を会員とする。

## (賛同者)

第五条 本会を拡大、強化していくために賛同者をおく。

## (役員)

第六条 会員の中から会長1名と幹事若干名を選出できる。これを役員とする。また、必要に応じて会長の任命により顧問をおくことがある。

## (役員の任期)

第七条 役員の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 役員は再任されることがある。

## (事務局)

第八条 本会の運営をそれぞれの役員が協働して取り組んでいくために法人本部が本会の事務局機能を担う。

## (事業年度)

第九条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、会計年度も同様とする。

## (会費)

第十条 本会の運営費は、会員の会費及び寄附金をもってこれにあてる。

2 会員は、毎年度初めに当該年度会費として5000円を納入する。

3 収支決算は、本会の広報紙に掲載する。

## (募金活動)

第十一條 本会は、施設が活動または施設の建築を含む整備事業を行うにあたり、資金需要が発生する時は、会員に対して当該施設への寄附金拠出の協力を依頼し、施設建設の目的の達成を支援する。

2 この寄附金拠出の協力依頼は、同一目的の事業に関し、複数年度に亘って行うことができる。

3 当該寄附金は、社会福祉法人二葉保育園への寄附金として処理をする。

## (規約の改正)

第一二条 本規約を改正、本会役員会において役員総数の三分の二以上の同意を経て、社会福祉法人二葉保育園理事長の承認を得るものとする。

## (附則)

第一三条 第一条（目的）に記載した事業は、その趣旨、内容等を本会の広報紙「二葉とこども」に掲載し、会員への広報に努める。

2 本規約は、平成20年6月1日より施行する。

3 本規約は、平成24年10月20日より改定する。